平成２４年（フ）第３１９号
鹿児島市牟礼岡２丁目15番14号
債務者　浜辺シヅ子
1　決定年月日時　平成24年８月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第９号
北海道紋別市緑町３丁目２番１―106号
債務者　永峰　千春
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
旭川地方裁判所紋別支部

平成２４年（フ）第７６号
青森県十和田市元町西４丁目２番13号
債務者　坂本　一成
1　決定年月日時　平成24年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２４年（フ）第８７５号
埼玉県川口市東川口２丁目15番25―307号
プリンスハイツ
債務者　佐藤奈緒子
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１０５３号
さいたま市南区文蔵２丁目16番14号　第一さつき荘103
債務者　多胡　　博
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１０５４号
さいたま市南区文蔵２丁目16番14号　第一さつき荘103
債務者　多胡　紀子
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１０６５号
さいたま市北区盆栽町248番地　盆栽グリーンコーポ102
債務者　菅谷　美賀
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３１１号
埼玉県越谷市宮本町４丁目76番地６　宮本ハイム201
債務者　小倉　武志
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第３１４号
埼玉県春日部市備後西２丁目７番３号
債務者　栃村江利子（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第３９３号
埼玉県吉川市大字保21番地１　サワーコーポ108号
債務者　利根　久子
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第４１９号
埼玉県三郷市戸ケ崎２丁目307番地１　サクラハイツ301
債務者　中山多英子
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第４２６号
埼玉県越谷市大字大里342番地５
債務者　大野　梨沙（旧姓沖間）
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第２９４号
埼玉県熊谷市宮町１丁目44番地　シャトレ宮町307号
債務者　玉木　将利
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第２６７号
新潟市江南区旭４丁目５番７号
債務者　田村　舞香
1　決定年月日時　平成24年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２７１号
静岡県伊豆の国市韮山多田485番地の５
債務者　渡邊　純子
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第２７２号
静岡県沼津市西沢田584番地
債務者　藤田　雅人
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第２７８号
静岡県伊豆の国市中條97番地の５　ニューシティ川口102号
債務者　髙橋よしみこと　潘　　娉娉
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第２７９号
静岡県田方郡函南町間宮327番地の９　Ｗｉｎｇ　Ｖｉｅｗ205
債務者　一杉　志織
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係